

## 能ソサエティージャパン規約

(名称)

第1条 本会の名称を能ソサエティージャパンとする。

(事務所)

第2条 本会の事務局を以下に置く。

〒194-0038 東京都町田市根岸2-26-8

(目的)

第3条 本会は、米国ニューヨーク州に本部を置くNPO法人能ソサエティージャパンの日本支部として、日本の伝統芸能の魅力を国内外に発信することをもって、日本伝統文化の伝承と発展に貢献、ならびに国際交流による相互理解の機会を提供することを目的とする。

(活動・事業の種類)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の非営利活動・事業を行う。

(1) 国内における伝統芸能普及活動

- ・一般公開の講演や公演の企画・運営
- ・教育を目的とする教育機関におけるワークショップやレクチャー公演の企画・運営

(2) 海外における伝統芸能普及活動

- ・海外での普及活動に関する企画立案・運営への協力と支援
- ・普及活動に参加する演者の海外派遣支援

(会員)

第5条 この会の会員は次の2種とする。

(1) 正会員は、この会の目的に賛同し入会した者とする。

(2) 賛助会員は、この会の事業を賛助するために入会した者とする。

(実演家)

第6条 本会は会員のほかに、実演家を置く。実演家は本会の目的に賛同し、本会の活動に参加した者、または今後その可能性がある者とする。会費納入義務はないが、総会における議決権は持たない。

(入会)

第7条 会員として入会しようとする者は、能ソサエティージャパンのウェブサイトより入会申込フォームを送信することにより、申し込むものとする。

2 入会は、会費の納入の確認後、理事長が承認し、本人に通知するものとする。

(会費)

第8条 会員は、以下に定める年会費を納入しなければならない。

(1) 正会員 一口 5,000円

(2) 賛助会員 一口 10,000円

2 会費はその全額を能ソサエティージャパンの活動に必要な経費に充てるものとする。

(退会)

第9条 会員は、退会届を理事長に提出し、任意に退会することができる。

2 会員が、次の各号のいずれかに該当する場合には、退会した者とみなす。

- (1) 本人が死亡したとき
- (2) 会費を2年以上納入しないとき
- (3) 総正会員の同意があったとき

(役員)

第10条 本会に次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上12名以下
- (2) 監事 1名

2 第1項に定める役員は、総会の決議により選出する。

3 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 理事のうち、1名を理事長とし、3名以内を副理事長とすることができる。理事長は、理事会において選定し、副理事長は、理事長が指名する。

(理事等の職務・権限)

第11条 理事は、理事会を構成し、この会の業務の執行の決定に参画する。

2 理事長は、この会を代表し、その業務を執行する。

3 副理事長は、理事長を補佐し、この会の業務を執行する。また、理事長に事故あるときまたは理事長が欠けたときは予め決定した順序によってその業務執行に係る職務を代行する。

4 監事は、理事の職務執行の状況を監査し、必要あると認めるときは意見を述べ、監査報告を作成する。

(理事会)

第12条 理事会は役員をもって組織する。ただし、監事を除く。

2 理事会は、会務を掌握し当会の運営を司るとともに、重要な業務執行の決定を行う。

3 理事会は、必要に応じ理事長が招集し、開催する。また、理事長は、理事もしくは監事から理事会の招集の請求があったときは、速やかに理事会を招集する。

4 理事会の決議は、出席理事の過半数をもって行う。

(役員以外の役職)

第13条 本会に次の役職を置くことができる。

- ・顧問
- ・相談役

2 顧問及び相談役は理事会において選任する。

3 監事は、顧問又は相談役を兼ねてはならない。

4 顧問及び相談役は、この会の企画・運営に関して理事会の諮問に答え、又は理事会に対し意見を述べることができる。

5 顧問及び相談役の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

(事務局)

第14条 会務の円滑な運営を図るため、理事会はその下に事務局を置くことができる。

2 理事長は、理事会の推薦により、前項の事務局を構成する委員を選定する。

(総会)

第15条 総会は、正会員をもって構成する。

2 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

3 理事長は、毎年1回総会を招集して、会計および会務全般についての報告を行い、その承認を受ける。その他、定款の変更等、会の存続に重要な事項の決定を行う。

4 理事長は、理事会もしくは監事の請求があったときは、速やかに総会を招集する。

5 総会の決議は、出席会員の多数決を原則とする。

6 総会に出席できない正会員は、予め通知された事項について書面をもって議決し、または代理人によって議決権を行使することができる。

7 総会の議長は、理事長がこれにあたる。

(会計)

第16条 本会は会員の納入する会費および寄付金、事業に伴う収入等を財源にしてその運営をはかる。

(事業年度)

第17条 本会の事業年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(変更)

第18条 この規約は、総会において、出席者の4分の3以上の承認がなければ変更できない。

附則

1 この規約は、2016年4月1日から施行する。